

医療保険

市民生活課 医療保険係 電話 32-2214

国民健康保険

後期高齢者医療制度

■ 国民健康保険に加入対象となる方

市内に住んでいる方で、他の健康保険に加入していない方（生活保護受給者を除く）は、必ず加入しなければなりません。

■ 国民健康保険の加入・脱退・その他変更届け出の主なもの（届け出は14日以内にお願いします）

国民健康保険への加入や脱退等があった場合、以下のとおり届け出が必要となります。また、本人以外の方が届け出する場合、委任状や本人確認ができるものが必要となる場合がありますので、詳しくはお問合せください。

	こんなときには？	必要なもの
加入時	ほかの市町村から転入してきたとき	ほかの市町村からの転出証明書
	職場の健康保険をやめたとき	職場の健康保険をやめた証明書（離脱証明書など）
	健康保険の任意継続が切れたとき	健康保険任意継続被保険者証資格喪失通知書、または任意継続の被保険者証と最後に収めた健康保険の領収書
脱退時	ほかの市町村に転出するとき	被保険者証
	職場の健康保険に加入したとき	被保険者証、職場の被保険者証もしくは加入証明書など
	加入者が死亡したとき	被保険者証、印鑑、喪主の方の銀行の通帳
その他	住所や氏名が変わったときや、世帯を分けたり一緒になったとき	被保険者証
	被保険者証をなくしたり、汚して再交付するとき	本人確認できるもの、印鑑
	限度額適用・標準負担額減額認定証の申請をするとき	被保険者証、印鑑
	退職者医療制度の対象となったとき	被保険者証、年金証書（加入期間が記載されたもの）
	子どもが就学のためほかの市町村に転出するとき	被保険者証、在学証明書

■ 国民健康保険で受けられる給付の主なもの

国民健康保険加入者は、医療費の一部を支払うことにより治療を受けることができます（療養の給付）が、そのほかにコルセットなどの補装具代（療養費の支給）、高額療養費の支給、出産育児一時金、葬祭費などがあります。詳しくはお問合せください。

■ 国民健康保険税

加入者の人数や所得に応じて計算され、通常は7月から翌年2月までの年8回、又は年金天引きの年6回のいずれかの方法で納めていただくことになります。ただし、年度途中で加入や脱退の届け出をした場合は、月割で税額を計算します。

■ 後期高齢者医療に加入対象となる方

75歳以上の方、または65歳以上で一定の障がいがあると認められた方が対象となります。

■ 後期高齢者医療の各種届け出の主なもの

本人以外の方が届け出する場合、委任状や本人確認ができるものが必要となる場合がありますので、詳しくはお問合せください。

	こんなときには？	必要なもの
加入時	ほかの市町村から転入してきたとき	負担区分等証明書（道外からの転入の場合）、ほかの市町村からの転出証明書、印鑑
	65歳以上で一定の障がいのある方が加入するとき	障がいを証明する書類（障害者手帳など）、印鑑
脱退時	ほかの市町村に転出するとき	被保険者証、印鑑
	65歳以上で一定の障がいのある方が脱退するとき	被保険者証、印鑑
	加入者が死亡したとき	被保険者証、印鑑、喪主の方の銀行の通帳
その他	住所や氏名が変わったときや、世帯を分けたり一緒になったとき	被保険者証、印鑑
	被保険者証をなくしたり、汚して再交付するとき	本人確認できるもの、印鑑
	限度額適用・標準負担額減額認定証の申請をするとき	被保険者証、印鑑

■ 後期高齢者医療で受けられる給付の主なもの

後期高齢者医療制度加入者は、医療費の一部を支払うことにより治療を受けることができます（療養の給付）が、そのほかにコルセットなどの補装具代（療養費の支給）、高額療養費の支給、高額介護合算療養費、葬祭費などがあります。詳しくはお問合せください。

■ 後期高齢者医療保険料

加入者の所得に応じて計算され、通常は7月から翌年2月までの年8回、又は年金天引きの年6回のいずれかの方法で納めていただくことになります。ただし、年度途中で加入や脱退の届け出をした場合は、月割で保険料を計算します。